

予約保証制度 のご案内

中小企業の皆さま、特に小口零細企業の方の緊急的な資金需要に迅速にお応えすることを目的とした「予約保証制度」を創設いたしました。「もしものとき」に備えてあらかじめ保証を予約することができます。

【制度概要】

	予約保証(一般)	予約保証(小口零細企業保証併用)
貸付限度額	2,000万円	左記のうち500万円まで
保証期間	5年以内	10年以内
信用保証料率	年0.60%～年1.90%	年0.60%～年2.10%
	《留意点》 1. 予約時の信用力に対応した保証料率より1区分高い料率を適用します。 2. 予約時に決定した保証料率は、決算期をまたいだ場合も変更せず、信用保証書の有効期間中適用されます。 3. 「中小企業の会計に関する指針」に準拠して財務諸表を作成している法人の場合は0.10%引き下げます。 4. 担保の提供がある場合は0.10%引き下げます。	
責任共有制度	対 象	対象外(保証割合100%)
担 保	必要に応じて微求させていただきます。	原則として無担保です。
保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要です。	
保証対象者	次の(1)～(3)のすべてに該当する中小企業の方 (1) 同一事業の業歴が3年以上 (2) 申込金融機関との与信取引が1年以上 (3) 貸借対照表および損益計算書を作成し、保証申込直前期の決算における保証料率が第2区分以上 注) 事業開始初年度(法人成り、事業承継等を含む)のため、第一期決算が未到来の方、個人事業主で貸借対照表を作成していない方、連帯債務によるお申込の方はご利用いただけません。	
予約期間	365日(信用保証書の有効期間)	
対象資金	事業資金 注) 既存の借入金を返済するための資金にはご利用いただけません。	
貸付利率	金融機関所定の利率	
返済方法	原則として均等分割返済	



貸付中止事由

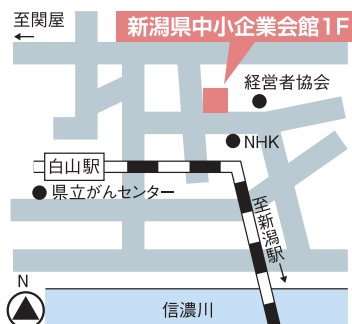
信用保証書発行後、貸付実行までの間に、以下のいずれかの事由が生じた場合は貸付を中止いたします。

- 申込人が、新潟県内において事業を行わないこととなったとき。
- 申込人に対する債権について、延滞又は事故報告書の提出事由が生じたとき。
- 信用状況の著しい悪化等により、申込金融機関が貸付を行うにつき適当でないと判断し、信用保証協会に対して申入れをしたとき。
- 信用保証協会が金融機関に対して申入れをしたとき。

詳しくは、お近くの
保証協会本店・支店まで
お問い合わせください。

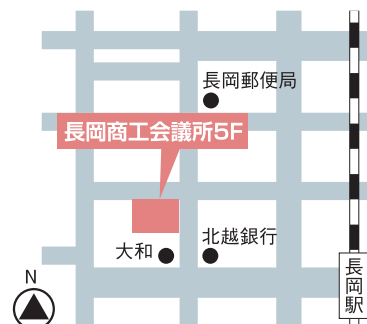
本店営業部

〒951-8640
新潟市中央区川岸町1-47-1
(新潟県中小企業会館内)
保証第一課: ☎025-267-1313
保証第二課: ☎025-267-1315



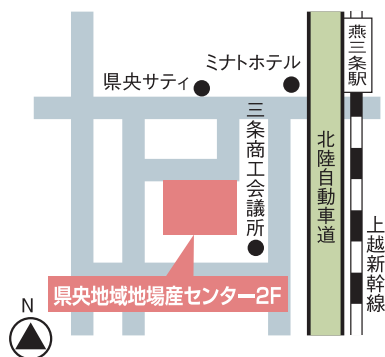
長岡支店

〒940-0065
長岡市坂之上町2-1-1
(長岡商工会議所内)
☎0258-35-5714



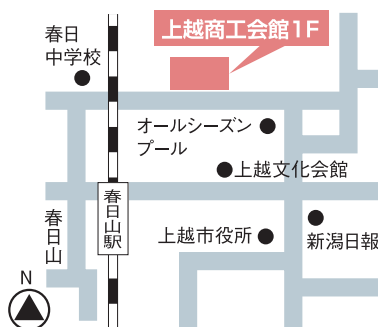
県央支店

〒955-0092
三条市須頃1-17
(県央地域地場産センター内)
☎0256-33-6661



上越支店

〒943-0804
上越市新光町1-10-20
(上越商工会館内)
☎025-523-7225



佐渡支店

〒952-1314
佐渡市河原田本町394
(佐渡市佐和田支所内)
☎0259-57-2011

